

「北海道道州制特別区域計画（骨子）」について

平成18年12月25日
北海道企画振興部地域主権局

- 「道州制特別区域計画」とは、平成18年12月13日に成立した「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」に基づいて、北海道が策定するものです。
- 道州制特別区域計画は、計画の目標、北海道が実施する広域的施策の内容、北海道が国から移譲を受けて実施する事務、事業等の内容、広域的施策の施策効果の把握及び評価の考え方などを定めるものです。
- この計画の策定に向けて、この度、その考え方の骨格を「道州制特別区域計画（骨子）」としてとりまとめましたので、道民の皆様のご意見を募集します。
- 今後、道民の皆様のご意見、ご提言や国が並行して作成している基本方針などを踏まえ、道州制特別区域計画（案）を作成し、市町村からの意見聴取、道議会の議決を経た上で、道州制特別区域計画を決定するものです。
- 道民の皆様のご積極的なご意見、ご提言をお待ちしております。